



『虎に翼』にハマったことから、法や法律について考え始めたカニクラブ。日常にはびこる差別、終わらない戦争や虐殺などに立ち向かう「法」の力はないのだろうか？ そんな疑問に答えてもらうべく、法のプロ・國本さんのもとを訪ねました。

2025年3月9日(日)
14:00～
クニモト法律事務所にて収録

『虎に翼』をきっかけに、3人で
法について話していました（浪）

浪花 私が編集で関わっている『仕事文脈』という雑誌は、毎号2つの特集テーマでつくるんですが、今回は「みんなで生き残る」というテーマを企画しています。その中でふと浮かんだのが「法によって、みんなで生き残ることはできるのか？」という疑問で。法律という単位で見るといまだに同性婚や選択的夫婦別姓が認められていないですし、あるいはパレスチナでのジェノサイドなどを止められていない状況が続いていて、そこに対する法の力はないのだろうか、と。素人の質問ですが、ぜひ専門家の國本さんにお話を聞きたいなと思います。

足立 私と野月さんは雑誌に何も関係ないんです

個人それぞれの存在を
認めて、国はそれを
全力で応援する義務がある
というのが13条（國）

野月 さっそくですがこの間、アメリカのアイオワ州でトランスジェンダーを州の公民権法の適用外とする改正法案が可決されました。まずそういった公民権法から、特定の人が排除されることが信じられなくて。

國本 うんうん。

野月 日本とアメリカの法のシステムは全く違うと思うんですけど、現代のアメリカではそこまでいってしまっているんだな、反対に日本はまだそういうことはないなと思ったんです。まず日本において「個人」は、法でどう定義されているのか

が（笑）、一緒に聞けるとおもしろいなと興味があつてついてきました。

浪花 『虎に翼』（以下、とらつば）を見たことをきっかけに、3人でも「法ってなんだろう」「どういうふうに解釈されてきたんだろう」という話もしていました。

國本 ちなみに、ここ（事務所の本棚の一部）が『とらつば』棚です。法律考証をされた村上博先生、ジェンダー・セクシュアリティ考証をされた前川直哉先生、朝鮮学生・朝鮮文化考証の崔誠姫先生の本。それからドラマのシナリオ集。

野月 『とらつば』って本当に、これまでの朝ドラの中でもかなりクイアやマイノリティに関する視点があるドラマではないかと思っています。実際にその棚を見ても、『クイア・シネマ・スタディーズ』などの本が多く並んでいるので、関連するものを並べるとそうなるよなど。

を知りたいです。

國本 それは、ズバリ日本国憲法に書いてあります。ただ、日本国憲法って1条から99条まであるけれど、日本の学校ではやたらとつべり習っちゃう上に、ほぼ前文と9条、それと国会や内閣などの国の仕組みしか教えない。

野月 たしかに三権分立など仕組みを中心に習いますね。

國本 つまり何が抜けているかというと、人権についての条項、全部。10条から40条までほとんど学ばないんだよ。

浪花 うん、教わった記憶がないです。

國本 僕は「ヒエラルキー」って呼んでるけど、法の中には価値序列があるんです。日本においては日本国憲法が法の頂点にあつて、その下に法律があり、政令、条例がある。さらに憲法の中にも、条文ごとの序列があるっていうのが大事で、頂点

に立っているのが13条なんです。

足立 13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。

國本 一人ひとり違う、だから「みんな違ってみんないい」っていうのは道徳基準であって、ここに書かれていることは根本的に違う。日本国憲法13条は、法的効力を有する条文。個人それぞれの存在をありのままに認めて、国はそれを全力で応援する義務があると書いているのが、この13条なんです。一人ひとりの違いを国が尊重して、その人がその人らしく生きられるような政治をなさっている13条があって、そこに9条や41条、そのほかの表現の自由や営業の自由、移動の自由などが全ていきつくようにできている。いちばん重要な条文やから、ほんまは1条目にこの13条が

あるべきなんです。みなさん、『とらつば』の『おしゃべりZINE』の中で触れてましたよね。
足立 はい、「1条でいいやん」って言ってました。なんで14条も、14番目にあるんや！ って。

國本 条文がこんなにあとに下げられているせいで、日本で暮らしている人の多くが気づかない。日本国の基本なのに、大学の法学部にでも進学しない限り、なかなか知る機会がないんですよ。

13条が1個目のボタンだと 知らない、日本で民主主義は 運営できない（國）

國本 それから日本国憲法は、日本の民主主義はこれでやりましょうっていう運営マニュアルなんですよ。

浪花 マニュアルですか。

國本 先週ちようどスピーカーを買い替えたんだけど、前のスピーカーと新しいスピーカーだと操作方法が違うじゃない？ 今日もしiPhoneと接続するのに苦労したんだけど、マニュアルを読まずに適当にやったらやっぱりつながらない。マニュアルを読んで、このボタンを長押ししたらいいのとわかればつながるのと一緒で、自分の生きていく国の憲法を読み込まないで民主主義には参加できないんです。その上で、まず13条の個人主義が1個目のボタンだっていうのを知らない、日本で民主主義は運営できない。プラスアルファ、読み込む癖があると、なんでこんなに大事な条文を後ろに引っ込めてあるんだ？ と気づく。

足立 そうなんです！ 冒頭にあってもいいのに。

國本 1条から8条まで天皇なの、おかしい!!

浪花 どうして、こういう順番になっているんですか？

國本 GHQが草案をつくって政府に渡したというのは、当時秘密だったでしょう。かつ、あくまで大日本帝国憲法を改正したのが新憲法だという建前が占領政策として必要だったようです。GHQにとっても、日本国政府にとっても。

カニクラブ ああ、なるほど。

國本 旧憲法は前文があって、天皇条項があって、人民の権利義務があって……という章立てだったから、外見を似せる必要があったのが第一の理由。プラス、結果的に天皇制を廃止しないっていう選択がされたんですよね。天皇の権限を奪う側面があると同時に、天皇制がどうしても残ることになったから。学校では国民主権、平和主義、基本的人権が大事だって言われているのに、その前に天皇がきているって、建前とズレているわけですよ。

自分の国の憲法のこと
全然説明できなくて(月)

『虎に翼』は人権の本質を、
エンタメの手法を使って
鮮やかに描き出してくれた(國)

野月 友達にフランス人の女性がいるんですけど、この間憲法の話になったんですよ。フランスの憲法のことをざっくり教えてもらって。じゃあ私も自分の国の憲法の話をしようにと思ったら、全然説明できなくて。

浪花 私も『とらつば』を見て、実は14条でさえあんまり知らなかったと気づいたんです。基本的人権が大事だってこともわかってるし、あんなにそらんじて言えるぐらいわかりやすい言葉なの

に、全く頭にインプットしてなかったなど。もちろんそれは、法や法律に左右されにくいマジョリティであるからだとも思うんですが、そもそも学ぶ機会さえなかったのだと知って、結構ショックです。

國本 『とらつば』の画期的なところはいっぱいあるけども、いま言いたいことは二つあって。一つは14条をきちんと映像化して、チープな言い方をすれば地上波でいちばん見られている朝ドラで、全国津々浦々のお茶の間に日本国憲法14条が届けられたこと。さらにもう一つが、14条を読む時に寅子は必ず13条とセットで読み上げた。初回以外、14条単独で読んだことはなかった。

浪花 へえ、そうだったんですね。

國本 13条、14条が存在しない戦前にどれだけ彼女たちがひどい目に遭ったか。そして、そのひどい目に遭わせたのは誰？ 国でしょう。

足立 うんうんうん。

國本 つまりここがポイントで、14条が指す「平等」というのは、一般市民がお互いを差別しないとか、ひどいことをしない、ハラスメントをしないとかっていう私人間の問題じゃない。国が差別をしてはいけないっていうこと。けれど学校では、人権とはお互いを尊重することだって教えられる。人権ってそういうことではない。日本国憲法に書いてあるんですよ。憲法10条から40条、これが基本中の基本。で、寅子が生まれた戦前にはそれがなかった。ところが13条、14条ができた途端によねは闘えるようになったじゃない。戦前は、いくら頑張ったってそんなことはどうせ無理なんだよって言ってた彼女が、持っていた潜在的能力を完全に開花させるよね。

足立 うん、そうです。

國本 『虎に翼』は日本の学校教育で十分に教え

てこれなかった人権の本質を、エンタメの手法を使って鮮やかに描き出してくれたわけだね。

浪花 最近日本の学校教育は、道徳教育をすごく重んじていますよね。それって法の示す人権から子どもたちを遠ざけて、差別を個人の問題にし、自己責任の一つにしているように見えるんです。

國本 差別を個人の心持ちの問題にしているから、いつまで経っても朝鮮学校だけ排除されることが放任されてしまっているんだと僕は考えます。なんで各種インターナショナルスクールが高校授業料無償化の対象になるのに、ずっとこの国に暮らしている朝鮮学校の子どもたちだけそこから排除されるってことが許されるのか。結局「北朝鮮のことがあるからお金を出したくない」とか、気持ちの問題が優先されてしまっているのだと僕は思います。だけど、日本国憲法からするとそんな気

持ちの問題じゃないから、許していいわけじゃないですよ。この差別は、法と人権の問題なんです。

これまでの積み重ねがあるところを見ないとですね(足)

それを日本国憲法は全部書いてくれている。たとえば97条(國)

國本 『ウ・ヨンウ弁護士は天才肌』と見比べるとわかるんだけど、従来のテレビドラマの話数だと時間が限られているから、人権課題についても横の定点でしか見れないでしょう。『とらつば』は朝ドラっていう長いスパンのドラマで、歴史の時間軸に沿って人権の歴史を扱うことができた。リアルタイムで、こういう問題や課題があるよね

必ずつないでいかないといけない。余談だけど、『とらつば』は弁護士によつては14条ではなく13条のドラマだって言う人もいたんだけど、僕は一人で97条のドラマだって言ってる。

足立 なるほど！(拍手)

浪花 その段階が描かれているってことですね。過去から現在、そして信託していく未来まで。

足立 12条には「国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」って書いてありますもんね。

國本 要するに実務的な条文だけじゃなくて、12条や97条のようにそもそも憲法や人権はこういうものであるという、理念的な記載もいっぱいあるのが日本国憲法の特徴で、すごくおもしろいんだよね。

足立 私、14条を見た時、理念みたいって思いました。ヒエラルキーの上位にあるっていうのが、

っていうのを素晴らしくエンタメ化してくれて、それを縦軸も含めて見せてくれた。人権課題は現在を見ることも大事だけど、こういう歴史でつながってきたのか、縦軸でも見直す必要があるんですよ。

足立 これまでの積み重ねがあるってところを見ないとですね。

國本 それを日本国憲法は全部書いてくれているんですよ。たとえば97条。

野月 「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。

足立 「信託されたものである」、か。

國本 そう。信託された。だから受け継がなきゃねん。僕らは先輩から受け継いで、次の時代に

なんかすごく腑に落ちるといふか。時代が変わってもこの言葉って変わらない。それぞれが自分の腑に落とすことができる内容やなってる思った。

國本 ただ13条や14条は、11条や12条と違って裁判で実際に法的効力のある条文だから、一見理念を書いているように実務条文だっていうのが大事。13条や14条の違憲判決がいくつも出ています。

戦後の憲法の歴史を理解するためには、14条と女性差別の分野がいちばん重要(國)

野月 いろんな地域で同性婚を求める裁判が進んでいますが、ついこの間も名古屋高裁(2審)で14条を持ち出して違憲判決が出ましたよね。14条

に則って違憲であるという判断がすごいなど。ただ私は生きている中で全然意識したことがなくて……。それでものほほんと生きていけるって、かなり特権的だなと思います。

足立 もうちよつと近くにあつていい気がするよね。

浪花 教育の問題？

國本 たとえば、僕が憲法の講義をする時に扱う本がいくつかあるんですが、基本的にメインはこれなんだよね。

浪花 『輝いて、しなやかに 物語男女差別裁判の40年』……これは？

國本 戦後の日本国憲法の歴史を理解するためには、14条と女性差別がいちばん重要だと思っています。最も成果を上げてきた分野だと考えています。同性婚を求める裁判だって、この歴史の上に乗っているものだと僕は理解してる。学校で歴史上の人

の歴史をひらいた人は必ずバブリックなものの名前になつてるんだよね。

浪花 そんなこと日本ではなかなかないね。

足立 ない。

國本 日本の文化には馴染まないかもしれないけど、彼女の地元には鈴木節子小学校があつてもいいくらいに思ってます。男女平等をうたう日本国憲法ができて10年以上経っていたにも関わらず、女性は結婚したら退職させられるのが当たり前だった。結婚しなくても30歳とか一定年齢に達したら辞めさせられることが横行していた。雇用環境で男女差別は続いていて、憲法は理念に過ぎなかったんだよね。

浪花 ひどすぎ。

國本 だから、憲法にいくらいことが書いてあつたとしても、実際にそれを一人ひとりの市民が使つて、不断的努力で実践に移さなかったら何も

物を教育するのはいいけども、そこに「鈴木節子」って名前が教科書に登場しないのが日本の教育上、非常にまずいと思つて。「住友セメント事件」の原告である鈴木節子さんは、いわば日本のローザ・パークスだと思うんですよ。

足立 本には「結婚退職制度、憲法違反」って書いてありますね。

野月・浪花 ああ。

國本 僕がアメリカに留学してた時、ローザ・パークス小学校やマーティン・ルーサー・キング牧師通りがあつたし、うちの街にはマルコムX小学校があつて。

野月 マルコムXが学校名についてるんですか。かけー！

國本 ほかにハーヴェイ・ミルクを冠した小学校があつたし、カリフォルニアではセサール・チャベスの誕生日は休日です。要するに、闘つて人権

変わらない。そこで声をあげたのが鈴木節子さん。同じように苦しんでいた人、おかしいと思つてた人はいっぱいいたはず。『とらつば』最終話で、「撤回する。君のようなご婦人が特別だった時代はもう終わったんだな」と言う桂場に対して、寅子が「はて？ いつだって私のような女はごまんといいますよ。ただ時代がそれを許さず特別にしかだけですよ」と軽やかに言い放ちましたよね。現実社会もまさにその通りで、1950年代にも闘おうとした人は、ほかに幾人もいたはず。いちばん最初に立ち上がつて、初戦で勝つことができたのが彼女なんですよ。そして勝った途端に、日本中の大企業が一斉に雇用環境を変えた。立ち上がった人が手に持つて闘うことで社会を変えられる、それが憲法と人権の力。

足立 彼女がいなかったら、憲法との照らし合わせが行われなくてこのままだったかもしれない。